

令和８年度第２回みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 会議録（要旨）

- １ 日 時 令和８年８月２６日（水）午後１時３０分から午後３時１５分まで
- ２ 場 所 行政庁舎９階 第一会議室
- ３ 出席委員 別紙「出席者名簿」のとおり
- ４ 公開の可否 公開
- ５ 傍聴者 ０名
- ６ 会議録

（１） 開会

【事務局】

ただいまより、令和８年度第２回みやぎ高齢者元気プラン推進委員会を開催いたします。議事に入ります前に会議の成立について報告申し上げます。本会議は１５名の委員で構成され、本日はオンライン含めて１０名の委員の出席をいただいております。過半数の委員の出席がございますので、みやぎ高齢者元気プラン推進委員会条例第４条第２項の規定により、本日の委員会は成立していることを報告申し上げます。

本日ご出席の皆様につきましては、名簿の配布をもって紹介に代えさせていただきます。本日、名簿の５番、大槻みちる委員、７番の木村伸裕委員、１０番の栗石理枝委員、１２番の高橋亮一委員は、ウェブ参加となります。また、１番の阿部哲也委員、２番の安藤由紀子委員、３番の池田昌弘委員、８番の坂井均副委員長、１３番の高平比呂子委員は所用のため御欠席でございます。また、宮城県情報公開条例により、附属機関である当委員会の会議は原則として公開とされており、審議内容を公開する必要がありますことを御了承願います。続きまして、宮城県保健福祉部赤間正行副部長から挨拶申し上げます。

（２） あいさつ

【赤間副部長】

保健福祉部副部長の赤間と申します。先日に引き続き、大変お忙しい中、委員会に御出席いただき、本当にありがとうございます。オンラインの皆様もよろしくお願い申し上げます。また、改めまして、日頃から県の高齢者福祉行政の推進に多大なる御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

前回の委員会では、策定方針について御説明させていただき、皆様から非常に多くの御意見を賜りました。今日の委員会では骨子案をお示ししますとともに、目標指標について御説明させていただきます。前回同様に様々な御意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

(3) 議事

【事務局】

それでは議事に入ります。みやぎ高齢者元気プラン推進委員会条例第4条の規定により、高橋誠一委員長を議長として会議を進めてまいりたいと思います。高橋委員長よろしくをお願いいたします。

【高橋誠一委員長】

それでは、早速進めていきたいと思います。次第の2、議題の(1)から(2)について、事務局から説明してください。御意見や御質問は一通りの説明が終わった後にお願いします。

【事務局】

(資料1から資料7に基づき説明)

【高橋誠一委員長】

2つ続けて説明いただきました。最初の説明がプランの骨子案、2つ目が目標指標についてです。忌憚のない意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。

【佐藤委員】

骨子案の安心できるサービスの提供、介護サービス情報の公表体制の整備について、大坪委員から事前質問があり、質問への回答もあります。回答では課題の整理を行った上で、10期計画期間において課題の解消に取り組んでいくとありますが、既に何か課題があり、今後変更していきたいということが何かございましたら、教えていただきたいと思います。

【酒井課長】

ありがとうございます。大坪委員からは、本来の制度の目的である質の向上につなげるようなことを充分できてないのではないかという趣旨で御意見をいただいたものと受け止めております。一方で、事業者様からは事務的な負担が重いという御意見も頂戴することがございます。それぞれのお立場で色々な御意見がございますので、幅広く御意見を伺って、どのようなバランスが一番適切なのかということを検討したいという趣旨でございます。

【佐藤委員】

ありがとうございます。大坪委員も御意見を書かれていますが、情報の公表は利用者にとっては、施設のサービス内容が確認できる重要な制度だと思っています。事業者が報告

したものだけではなく、調査機関が第三者の目で客観的に確認して、事業所が報告した内容と相違がないかということを確認することが重要で、客観的な事実を可視化してサービス全体の質の向上を目指すものだと考えています。そうしますと、利用者にとって正確で信頼がおける情報で、サービスを受ける上ではとても良いと思います。

事業者が大変と言われましたが、事業者はどちらにしても報告はされると思うので、その大変さを少し緩くするのかどうかは分かりませんが、利用者にとって良いもの、客観的な目で見えて公表してますよということがすごく大事なかなと思いますので、その辺もきちんと考慮していただけたら良いと思います。よろしくお願いいたします。

【大坪委員】

私も、以前は受ける立場で今は調査する立場なので、両方の苦労は理解しております。情報公表制度はそれぞれの目的があります。利用者が事業所をサービス内容等検討し選択するため、また各事業者は自分たちの日頃のサービスの振り返りができ、チェック機能がかかりサービスの向上につながっています。その辺もきちんと整理した上で、課題等を抽出していただければと思います。

事業所の文書の保存年数について、国では2年、宮城県では5年となっています。国と県の保存年数が違い、都道府県によっても違っていると思います。事業所によってはまだ2年になっているところもあります。例えばグループホームは市町村の条例によって保存期限が5年になっていますので、「5年にしなさい」とは絶対言えませんが「もう一度確認して、検討してみてください。」と話をしています。やはり制度の趣旨をきちんと事業所にも理解してもらうための対応もしながら改善していただければと思っております。

【若生委員】

第2章自分らしい生き方の実現の第2項自分らしく生きるための権利擁護のところ
で、「成年後見制度の利用促進に向けた」と書いてありますが、成年後見制度が変わるとメディアなどで言われています。また、利用したけれど、やめたい時に、なかなかやめられないという話や手続きが煩雑で困っていると言う話も聞いていますが、促進ということではよいのでしょうか。

【酒井課長】

ありがとうございます。まさに最近の法改正でやめられる制度になるということでございました。確かに言葉遣いは今までのまま書いておりますので、御指摘のとおりだと思います。要は適切なタイミングで、必要な時に使えるようにする、必要性が低下すれば、自分に権利を取り戻せるようにすることが必要だと思います。表現は御意見を踏まえて、考えたいと思います。

【若生委員】

入り口だけを一生懸命強化して、出口が分からないとか、出口に関して記載がないと、不安で成年後見制度の利用に踏み切れないのではないかと思いますので、表現をよろしくお願いしたいと思います。

【伊丹委員】

資料４の第３章安心できるサービスの提供の２施設サービスの充実と４高齢者向けの住まいの確保について教えてください。２施設サービスの充実に、多床室等従来型施設整備への配慮と書いてありますが具体的にどういうことなのか教えていただきたいと思います。それから、４高齢者向けの住まいの確保に養護老人ホームの生活環境の改善と書いてありますが、言葉からイメージができないので、教えていただければと思います。

なぜこういう質問をするかというと、在宅での生活が難しい方がたくさんいます。ただ、そういう中で施設にも入れない方がいらっしゃいます。結局は経済的な問題が関わってきます。ユニットケアの推進もいいですが、ユニットケアはほとんどが個室で居宅費が取られてしまい、なかなか入れない方々がいます。常に誰かがいる状態ではありませんので、空白の時間がどうしてもできてしまった時に、色々なことが起きてしまう可能性があります。また、養護老人ホームに入れたいと思ってもなかなか入れないという現状があり、どのように改善していくのか、施設そのもののなのか、そこに住んでいる方の生活環境の改善なのか、その辺を教えていただければと思います。それから、第３章の安心できるサービスの提供の３職員の負担軽減云々と書いてあるところに、働きやすい介護事業所の認証評価（見える化）による人材確保・定着支援と書いてありますが、今イメージできていることを教えていただければと思います。

【酒井課長】

ありがとうございます。最初の施設の関係でございますが、両方とも１０期で何か新しいことを始めようという趣旨ではなく、今も書いていることを今後も継続するという趣旨になります。基本的には施設整備を補助金等で支援していますが、御指摘のあった料金の安い多床室への一定のニーズがあるということを踏まえまして、そういったことを排除せず、そういった施設整備のニーズにも応えていくというようなことが１つあります。養護老人ホームにつきましては、事業者からすれば空き室が多く運営がかなり大変だと聞いています。一方で、御指摘があったように入れないという状況もあると聞いています。よく市町村と話してみないと本当のところは分からないかもしれませんが、基本的な課題としては、セーフティネットとしての養護老人ホームは今後必要で、一定の数は確保しなきゃいけないということと、経営されている事業者が運営を継続していけるために、施設整備などのタイミングで必要な支援をすることが必要なのかなと思っています。

毎年御要望などもいただいておりますが、かなり厳しいというお話は伺っておりますが、市町

村に話を聞くと、介護度が重くなると、特別養護老人ホームに入れなきゃいけないというような状況があり、国の制度の問題も含んでいると思いますが、どういうふうに運用していくのがいいのかというのも、一緒に考えていかなければならないと思います。働きやすい介護事業所の認証評価のところにつきましては、今現在やっている認証制度がございます。各事業所の職場環境ですとか、職員の育成システムといったものが整備されているところを認証するという制度がありますが、なかなか活用されていない、活用の前に認知されていないという部分もあり、そこが非常に課題だと思っています。今年度これをきちんと認知していただき、認証を取った事業所にメリットを感じていただくためには、制度をどう変えればいいのかということを、委託事業で検討することにしてしまして、色々な方にヒアリングをしています。

見える化と書きましたが、もう少し皆さんに認知された形で、かつメリットを出せるような形で制度を変えていきたいと考えております。それが進めば、認証を取った事業所は、働きやすい介護事業所という認知につながりますので、人材確保の助けになるだろうと思います。それをどのようにやるかというのは、今年度検討している最中というところでございます。

【伊丹委員】

ありがとうございました。1つだけここに入っていないんですが、私は今、困っている案件があります。それは、市営住宅に住んでいる方が県営住宅に移ることができない。移る条件が厳しく、身体的な機能の低下以外は認められていません。今私が困っている方は、おそらく精神的な疾患があり、妄想があり、要は騒音問題です。隣から音がする、匂いがする、ドアを叩かれるとか。でも、引っ越しする場所がありません。市営住宅ににいるということは家賃が安い。だから市営から市営にも移れない。県営に移れるかということで、かけあったんですが、やはりそれもダメでした。要は身体機能の低下以外は認められませんという回答でした。この辺を緩和できないでしょうか。ちょっとかけ離れてしまうんですが、私、本当に困ってるんです。

今、高齢者の住まいの確保で次に進めないというところです。今言った経済的な問題がクリアできれば民間に移れるんですが、残念ながらそれほどの余裕がない方への支援という形で何か対策はないでしょうか。一応検討していただければと思います。

【酒井課長】

ありがとうございます。今回、新たな住まいの確保から高齢者向け住まいの確保と表現は変えましたけれども、おっしゃるような問題はここに含まれてくると思います。長寿社会政策課だけで収まる問題ではなく、元気プランに書き込みながら、我々が住宅課であるとか、県営住宅を所管する課と御指摘いただいたような課題を共有して、何ができるのか考えたいと思います。御指摘いただいたことへの答えは、今はありませんが、そういっ

た状況を踏まえ、制度を変えていく必要があると思います。この計画づくりの中でも議論をして、計画にも書き込みますし、実際の規制の見直しができるのか、できないのかというようなことも話し合っていきたいと思います。

【土井委員】

根本的なことについて、改めて確認をさせていただきたいと思います。この骨子案で示した内容が決まった後、具体的な落とし込みをしていく部分、市町村の介護保険事業計画との整合性やつながりというところを改めて確認をさせていただきたいと思います。実際、我々が現場で取り組んでいく上では、この方向性からさらに具体的な施策に落とし込まれていき、それが効果を示して、課題の改善まで繋がっていくというところが非常に重要になってきますので、市町村レベル、そして現場レベルにどのようにこの内容が落とし込まれていくのかというところを改めて確認させていただきたいというところが1点であります。

また、介護現場では、マンパワー不足ということがあります。マンパワー不足は非常に難しい問題で、施策展開の方向性に大きな変化はないと思います。ただ、ここまですっとマンパワー不足は拡大してしまっている状況がある中で、今回この方向性で、不足している人数を本当に圧縮できるのかどうかというところは、悩ましいところがあるなと思います。これは意見というか、所感ですが、そんなところがございます。マンパワー不足が起きている中で、質が向上していくとはなかなか思えず、先ほど来お話ありましたけれども、介護サービスの質とはなんぞやということは、もう一度考えていく必要があるかなと思っております。先ほど書類の整備も大変という話がありましたが、例えば体制がある、書類がある、イコール介護サービスの質が高いという、そのイコールのところは、イコールになるところと、イコールになかなかなりづらいところがあります。そういった中で、例えば認証評価を認知してもらい、認証評価を受けたところは、介護サービスの質は高いということを県が言った時に、実際利用した方々が介護サービスの質が高いと感じ、イコールになるような内容になっていないと、認証を受けているのにそうじゃないという、ギャップが生まれるのはまずいと思いますので、認証評価が見える化された内容と、本当の意味での介護サービスの質の整合性が整っていることが非常に重要ななと思います。特に近年、多様な人材の参入が進んでいるので、例えば、接遇や虐待の問題とか本当に介護サービスの質の根幹に関わるようなことが、報道などでも非常に出ておりますので、基本的な利用者様への関わり方、職員同士のコミュニケーション、こういった人と人とが関わる中で起きている状況をどのように把握して、見える化していくか、ここが非常に重要になってくようかと思えます。その点も視点に置きながら、今後検討していただけたらと思っております。

【酒井課長】

ありがとうございます。最初の点につきまして、計画づくりの中では、サービス見込み量であるとか、保険料をいくらにするかといった数字の部分がございますので、そこはすり合わせを致します。また今回から、人口減少地域でサービスがなくならないようにするため新しい制度が出来ましたので、これを使わなくていいのか、どうするかという会話はしておりますが、計画に書いた個々の施策について各市町村と計画の段階ですり合わせということは行っていないのが現状です。実際は計画ができた上で、それぞれの事業について、スタートするときに市町村に説明をしたり、一緒にやりませんかと言ってみたいということで、個別事業で連携をしていきます。全体でやる事業もありますし、一部手を挙げた市町村と県だけでやる事業もあり、そういった形で進んでいくのが通常になると思います。

2点目は御指摘の通りで非常に難しい問題です。ここの事業所は良いサービスを提供していますよというのを評価することも大変難しいですし、それを利用したい方にお伝えするというのは非常に難しいことだと思います。公表制度や第三者評価など色々な制度がありますが、この認証制度はそこまでを狙ったものではなく、もっと限定的な、入職してくる職員にとって、待遇をきちんと整えている事業所かどうかという視点の認証制度に今はなっています。これを、もっと使われる制度にする検討をしていると申し上げましたが、その検討の中でも、質の向上というのはなんで入らないんだという議論も入ってきて、実際どこまでやるべきなのか、できるのかというのも非常に難しい問題がございます。公表制度につきましても、国の決めたルールを守ってますねという確認はできますけれども、確かにイコール質がいいのかというのは、また違った視点があってしかるべきで、さらに良い悪いというのは主観ですから、利用者様、千差万別の御意見があるということです。正直申し上げますと、既存の制度ですべてを満たすものはないと思っていますし、新しいオールマイティな制度を今思いつくかと言われれば、思いつかないのが現状です。ただ、普段お話ししてて思うのは、事業所さんの空気など、行ってみないと分からないような感じるものは、非常に伝えるのが難しいものですが、そういったものを感じていただくのが、本来は一番、合う合わないを利用者さんが判断できる材料なんだろうと思います。しかし、それを伝えるのはとても難しいです。オールマイティではなくても、例えば事業所さんを動画で紹介するなど、色々アイディア出しながら、伝えることを、いろんな形で試行錯誤してみるしかないのかなと思いますので、御意見いただいて、我々も一生懸命色々なことにチャレンジしていきたいなと思います。

【土井委員】

例えば接遇チェックシートみたいなものがあって、利用者様に、ですます調で丁寧にコミュニケーションを図っていますかなど基本的な指標みたいなものがあり、どの程度できているかなどを事業所側も統一して確認すれば、こういったことに取り組めばいいの

かとかということも非常に分かりやすいと思います。そのチェックシートで自分たちも振り返り、どういったところを目指せばいいのかなどを推し量るようなものがあったもいいかなと思います。第三者評価事業と公表制度とこの認証制度と非常に混在しまして、第三者評価事業は全然進まなくて、毎回メリットという話が出ますが、せっかく取り組んでいるところは、より良くなって、メリットがあるように、人材確保につながると思いますので、よろしくお願いします。

【高橋委員】

私からは、第3章の安心できるサービスの提供について申し上げたいと思います。第1項の5地域の実情に応じたサービス提供体制の確保は、第10期からは必須とも言える項目だと思っております。具体的には、中山間・人口減少地域のサービス提供確保策として、国が新しく創設した特定地域サービスと、市町村による特定地域居宅サービス等事業を含む記述になると思いますので、具体の記述が非常に気になっております。私が以前申し上げました市町村の意見を拾い上げていただきたいという点につきましては、7月末に大崎圏域の職員を集めて、意見交換会を開催していただいたと思います。その際も、本市の所見を発言しているとは思いますが、本市の中山間・人口減少地域として、鳴子温泉地域と岩出山地域があります。介護サービス提供事業所が少ないことから、今後のサービス提供体制の維持を図るため、特定地域サービスを選択する方向性を真剣に考えているところですし、特定地域居宅サービス等事業についても検討しなければならない状況だと認識しております。特定地域サービスでは、出来高報酬から、月単位の定額報酬を選択できるということ、また、基準緩和と合わせまして、今後のサービス提供体制の維持に非常に大きな影響を及ぼすものだと考えています。前回も申し上げましたが、介護保険料の改定にも絡むことですので、国のいち早い制度設計、情報伝達等を望んでおりますので、言うまでもございませんが、国への要望伝達、国からの情報伝達について、迅速な対応をお願いしたいと思います。

施策展開の方向性につきましては、市町村と連携し、地域の実情に応じた施策の推進、中山間人口減少地域における取組の推進は、まさにそのとおりということになろうかと思えますけれども、県の認識のとおり、これまでと同じことしかしないのであれば、介護事業者は撤退していくということを行政は覚悟しなければならないと思っています。もし中山間人口減少地域の実情に対して、国が新設した制度が実態にそぐわない不満足な形で決着すれば、本市としては市独自の支援策を講じることも考えております。一方で、市町村独自支援の有無に関わらず、県としての支援策も検討して計画に盛り込んでいただければと思います。私からは以上でございます。よろしくお願いします。

【酒井課長】

ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりだと思います。新しい制度につつまし

ては、事業者からすれば、包括報酬と言いましても、具体的な報酬体系や金額が示されないとなかなか判断がつかないだろうと思います。今までのようなペースでありましたら、報酬が示されるのは年度末というような事態も想定されますので、情報確定前でも情報が入りましたら、いち早くお伝えしてまいります。また、おっしゃるとおり、いざ事業者が苦しくなった時に、せっかくの新しい制度を使えないようでは、事業者を支援することができない状況になりますので、使いたいときに使える状況にしておくというのが、今必要なことだと考えております。7月の意見交換会では御意見をたくさん頂戴しまして、市町村によって、危機感の程度にだいぶ差はあったように感じましたけれども、一定の危機感はあるのかなと思っています。また、周辺の市町村の状況も情報交換することで、より管内の事業者の置かれている状況が把握できたと思います。秋に向けて計画が具体化していきますので、引き続き市町村と意見交換しながら、詰めていきたいと思っています。

【雫石委員】

骨子案の部分については、すっきりした項目になったという感想で、意見が3点ほどあります。資料4の2ページ、災害・感染症への備えについて、昨今、台風だけではなく気候変動により、平地でも千葉県のような水害も想定され、本当に今安全な場所が確保できないと感じております。中間案において、BCPとも関連しますが災害への備えをどのように載せていくのかということは、論点として挙げさせていただきます。

同じく資料4の5ページ、第2項の介護人材の確保・養成・定着について、先ほど来、話が出ている通りですが、認証制度に関して、今、私が現場に行って強く思うのが、職業倫理、つまり命と生活を預かる倫理観の欠落が非常に大きいのではないかとことです。そういう意味からすると、2 職員の資質向上の中や認証制度の中でそういった教育をしているのか否かは、事業所の判断、指標になるのではないかと感じました。

最後に同じく5ページ、4 介護支援専門員の確保・資質向上について、前々から私が唱えていることですが、介護支援専門員のなり手がいない理由は、もちろん資格に受からないというのもあるとは思いますが、資格を取得しても、継続できるような魅力ある職種なのかということも踏まえて、主任介護支援専門員だからしっかりと指導ができるというわけでもありませんので、もう少し具体的に安心して力をつけてキャリア形成できて、仕事に従事する人材を確保できるのかは今後議論が必要ではないかと思いました。

【酒井課長】

ありがとうございます。3点ございました。災害について、具体的な内容はこれからですが、先日の千葉の台風は太平洋側から来た台風でした。10年前の岩手県のグループホームの時も太平洋側から来た台風だったと思います。あれがちょっとずれたら宮城県に来るのではと思うと背筋が寒くなりました。今までやってきた取組に加えて、もっとできることがないのかという視点で検討していきたいと思っています。おっしゃるとおり災害が

多発していて、いつ来るか分からないということです。介護事業所や御自宅にいる高齢者が災害に遭った時にどういう支援ができるのか、さらにできることはないのかという視点で検討していきたいと思います。

認証制度の話の中で、職業倫理というのが1つポイントだという大変貴重な御意見ありがとうございます。ぜひ参考にさせていただき、検討の中に組み込んでいきたいと思います。また、介護支援専門員について、今回から確保という言葉を入れましたが、国の制度に引っ張られる部分もあり、政策として定めづらい部分がございます。今の状態は、まずなり手がいないという声をよく伺っています。報酬の水準の問題もあるので、国に期待するところも多々ありますが、それ以外でも負担の重さ、役割が多すぎるといふようなところを、ケアマネ以外で担える人がいないのか、地域の関係者のネットワークでケアマネの負担を軽くするような方向で、色々なことができないかというのは、県としても課題の一つかなと思っております。そして御指摘いただいたのは、さらにその先の介護支援専門員の質、要はレベルアップしてもらうための育成の部分だと思います。そちらについても、資質向上の部分で検討していきたいと思いますが、現状はそこまで手が回っていない状況ですので、第10期においては、なんとか取り組めるように、頑張っていきたいと思います。

【木村委員】

介護支援専門員の確保・資質向上が入ってきて大変いいことだと思います。当法人の居宅介護支援事業所には9人のケアマネージャーがいます。6人が主任介護支援専門員の資格を取っていますがベテランの職員ということで、さらに処遇改善をしっかりとしていかなければならない状況にあります。処遇改善加算の運用については、柔軟な運用がなされるようになってきましたが、それでも介護職員との格差は随分あるわけです。ベテランの主任介護支援専門員もしっかり処遇改善できるように今回の介護報酬の改正も見ていかなければならないと思いますが、さらに国への要望をしっかりとお願いしたいと思います。

【酒井課長】

ありがとうございます。まさにケアマネージャーの処遇の面では介護報酬の体系というのが非常に重要になりますので、しっかり要望していきたいと思います。

【大槻委員】

1点だけ確認させてください。前回の会議の時に、事業所の経営改善の支援を行っていただきたいということをお話ししまして、第3章の安心できるサービスの提供に反映していただくということで回答をいただきました。先ほどの説明では第2項の介護人材の確保・養成・定着のところで行っていくという説明だったと思いますが、第2項のど

の施策のところで行っていただくことを考えているのか教えてください。

【酒井課長】

現時点のイメージということでお答えしますが、まず第3章第1項の地域の実情に応じたサービス提供体制の確保には、事業所の経営改善支援の話も入ってくると思っております。また、第2項の人材確保の部分について、国の補助制度が人材関係の事業と一緒にになっている部分があり、前回の時点では、このあたりに入れるイメージで基本課題にも経営改善という言葉が入っていたかと思いますが、現在のこの骨子案では、第2項は人材確保に特化したような形で、事業所への支援やサービスの確保は第1項で書き込むというようなイメージで項目立てをしております。具体的には中間案を作りながら、また変更があれば御報告申し上げたいと思います。

【大槻委員】

ありがとうございます。私も1項の5のところで行う内容だと思っていたので確認しました。中間案が出ましたら確認させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【大坪委員】

1つだけお願いします。資料4の第1章第2項の2地域活動を支える人材の育成の方向性について、地域活動の担い手の育成という1項目ですが、地域活動の担い手の確保と育成に一体的に取り組む必要があると考えております。もしできるのであれば、ここに地域活動のPR、情報発信の充実という項目が入ればいいのかと感じましたので、検討をお願いします。

【酒井課長】

現時点で考えている方向性ということで、1つだけ書いてあり、中身が薄いような感じになっていますが、今後、中間案として1ページ、2ページにわたり記載をしていく予定ですので、その中で情報発信も踏まえて検討させていただければと思います。

【高橋委員長】

ありがとうございます。今回、骨子案ということで、具体的な御意見をいただきましたので、ぜひ事務局で参考にさせていただき、配慮して、より良い計画を具体的に進めていただければと思います。また、目標については御意見をいただきませんでした。今までは増やしていく中で、県の目標数値というのは意味があったと思いますが人口減少する時代に入った時に、目標数値の持つ意味について、数値だけの意味ではもうなくなってきているのではないかと思います。県全体で目標値が下がっていく時に、数値だけがひとり歩きしてしまうことで、人口が減ったから減らせばいいんだという話になってしまう危惧が

あります。

今までのやり方とは違う段階に入った中で、目標値をどう考えるかというのは、数字の意味を考えていただけるような計画にしていく必要がある。単に数値が満たされたかどうかという、伸びていく時代、成長していく時代の計画作りと、ある意味でメリハリをつけていく時代の計画とはずいぶん違ってくるかなと思います。

やはり何でもできないという時代に入ってきていると思います。そういう意味では、今何に取り組むべきかということ、しっかり押さえた上で、数字が意味をなすのかなと思いますので、設定もありますし、振り返りにおいても、ただ単に数字を達成したからどうかということではなく、どんどん変わってきている時代なので、一度決めたから、それを守るという時代でもなくなっていると思います。

また、県から見れば支援計画になりますが、これからの伸びていかない時代では、しっかりとお互いに話し合っていかなければならない時代に入っていると思います。ぜひ、この元気プランを活かしていける形でまとめていただけるとよいと改めて思いました。抽象的な意見でしたが、よろしくお願いします。

少し時間オーバーしましたけども、非常に貴重な御意見をいただきありがとうございます。それでは事務局にお返ししたいと思います。

【事務局】

高橋委員長、議事進行ありがとうございました。本日の内容は、会議録を作成後、委員の皆様へ送付いたしますので、内容の確認についてご協力をお願いいたします。それでは、以上をもちまして、令和8年度第2回みやぎ高齢者元気プラン推進委員会を終了いたします。次回は11月の開催を予定しております。事務局から改めて日程調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。